

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第32号）	改正法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）投資運用関係業務受託業者向けの監督指針	投資運用関係業務受託業者監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	I 投資運用関係業務受託業に関する規定の整備	
	▼ 投資運用関係業務の委託に係る登録申請書記載事項（金商法第29条の2第1項第12号）等	
1	<p>金商法第2条第43項第1号に掲げる業務（計理業務）の委託に関して、施行の際に投資運用関係業務を委託している投資運用業者が6月以内の変更届出を行う必要があるのは、投資信託財産の基準価額の算出（金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①イ a）そのものを委託している場合又は運用対象財産の評価額の計算（同 b）そのものを委託している場合に限られると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から、金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①イ b 及び投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-1(2)イ b の「上記 a のほか、運用対象財産の評価額の計算のための業務」を「上記 a のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査」と修正いたしました。</p>
2	<p>金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①に関し、下記のような場合、「投資運用関係業務を委託する業者」に該当しないとの理解で良い旨を確認したい。</p> <p>(1) 同一の法律事務所に、例えば個人情報保護に関する規程類を作成してもらい、個人情報保護法関連の改正がある都度、当該改正を反映した規程の提供を受け、それを社内規則としている場合。</p> <p>(2) 同一の法律事務所に毎年役職員向けの年次コンプライアンス研修の実施を依頼し、当該法律事務所で作成した資料に基づき、当該法律事務所に年次コンプライアンス研修を実施してもらっている場合。</p> <p>(3) 内部監査の外部委託する場合（内部監査</p>	<p>投資運用業を行う者は、金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①ロ a から c までに記載の全ての投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託しない限り、従前のとおり、自社でコンプライアンス部門（担当者）を設置する必要があります（同(1)①ニ）。</p> <p>仮にコンプライアンスに関する事務を一部外部に委託しているとしても、当該事務が「委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するもの」（金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①、投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-1(2)）でない場合は、当該事務は投資運用関係業務に該当しないと考えられます。</p>

	<p>人の独立性と客観性を維持しながら内部監査活動の一環として提供する助言業務、いわゆるアドバイザリー業務の外部委託を含む。</p> <p>(4) 海外の関係会社において役職員有価証券取引や接待贈答などの管理を行う場合。</p>	<p>なお、本改正前においては、投資運用業（適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う者が、自社でコンプライアンス部門（担当者）を設置せずにコンプライアンス業務を外部委託することは認められていないことを踏まえると、当該コンプライアンス部門（担当者）が金商業者等監督指針Ⅵ-3-1-1(7)①ロaからcまでに記載した業務を統括する役割を果たしているものと考えられます。</p>
3	<p>金商法第2条第43項第2号に掲げる業務（コンプライアンスのための業務）の委託に関し、施行の際現に投資運用関係業務を委託している投資運用業者が6月以内に行う必要があるとされている変更届出については、モニタリング、スクリーニング等の事務処理を第三者に委託していたとしても、コンプライアンス業務を司る・グリップする機能を実際に有しているコンプライアンス・オフィサーが委託元に在籍している場合には変更届出は不要であると考えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	<p>不動産信託受益権を主たる投資対象事業とする金商法第2条第2項第5号に規定するいわゆる「集団投資スキーム持分」にかかる、同条第8項第12号ロの規定する投資一任契約を受託する、金商業等府令第7条第7号に定められた不動産関連特定投資運用業を行っている場合、一般的には不動産の物件又はポートフォリオ毎に特別目的会社（SPC）を設立し、当該SPCが集団投資スキーム持分の営業者となり、当該SPCから投資一任契約を受託して、不動産関連特定投資運用業を行う投資運用業者が運用を行うストラクチャーとなっている。また、金商法第2条第43項に規定する投資運用関係業務のうち第1号（いわゆる計理業務）については、一般に、当該SPCから受託を受けた会計事務所等が行い、不動産関連特定投資運用業を行う投資運用業者は当該SPCから受託をしていない。</p> <p>この場合においては、不動産関連特定投資運用業を行う投資運用業者が投資運用関係業務を受託していない以上、当該投資運用業者からの委託も論理的に発生し得ないことから、金商法第29条の2第1項第12号の「投資運用関係業務の委託をする場合において</p>	<p>金商法第29条の2第1項の主体は、「前条（金融商品取引業）の登録を受けようとする者」であることから、ご指摘のSPCがこれに該当しない場合には、本条項の対象とはなりません。</p>

	<p>は」に該当せず、今回の登録事項の追加は不要と考えるが如何。</p> <p>また、もし必要であると行政解釈をされる場合においては、世の中にある金商法にかかわる SPC の委託先会計事務所がすべて登録対象となり、かなりの登録変更及び登録数（一の投資運用業者当たり複数会計事務所が該当しうる）が発生することとなるが、実務上での支障はないか。</p>	
	<p>▼ 金融商品取引業の人的構成要件（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号の 2）等</p>	
5	<p>投資運用関係業務受託業者に金商法第 2 条第 43 項第 2 号に規定する投資運用関係業務を委託するのであれば、投資運用業者は当該業務について監督者を置けば足りる、とあるが、投資運用関係業務受託業者に対する当該業務の委託について、当該業務のあらゆる段階における業務に対して投資運用業者側が指導・監督するものとする、ということであれば、その指導・監督を行うに必要な人的要件は、当該業務のあらゆる段階における経験値が必要ということに他ならないのではないか。その経験なしに監督ができる、とはどのような人材を想定されているのか。あくまでも監督者はそこまでの経験・要件は不要、という回答かもしれないが、上記のとおり、監督者の要件が非常に曖昧ではないか。</p>	<p>投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 ただし書）については、「当該投資運用関係業務を直接遂行するにあたって必要な知識及び経験並びに過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は問わない」こととしている一方で、「投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の内容を理解し把握するとともに、当該投資運用関係業務受託業者に対して適確に指示を行う能力がある」ことは求めております（金商業者等監督指針 VI-3-1-1(1)①ニ）。</p>
6	<p>規模の小さな投資運用業者が投資運用関係業務受託業者にバックオフィス業務のみを委託した場合、委託元に在籍しているコンプライアンス・オフィサーが、委託したバックオフィス業務を監督する業務を兼務することは可能か。</p>	<p>ご質問の「バックオフィス業務」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮に当該「バックオフィス業務」が金商法第 2 条第 43 項各号に規定する「投資運用関係業務」を指す場合、例えば、投資運用業者のコンプライアンス部門（担当者）が、投資運用業者が投資運用関係業務受託業者に投資運用関係業務を委託する場合に確保する当該投資運用関係業務の監督者を兼務することは妨げられません（金商業者等監督指針 VI-3-1-1(1)①（注））。</p>
7	<p>このたびの金商法及び関連政令・内閣府令及び監督指針の改正案によれば、投資運用業者が投資運用業に関して顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、金商法施行令第 15 条の 4 の 2 に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合、運用権限のすべてを他の運用業者に委託し、かつ投資運用</p>	<p>投資運用業を行おうとする者における金融商品取引業の登録に当たって必要とされる人的構成要件は、その行う業務の内容、規模等に応じて異なると考えられます。なお、投資運用業を行おうとする者については、その登録拒否要件として「株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会</p>

	<p>関係業務を、任意登録を受けた投資運用関係業務受託業者にすべて委託した場合には、極論すると運用権限の委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者と、投資運用関係業務を監督する者の2名の常勤役職員が従事していれば、その他の財産要件や法人要件などを満たしていれば投資運用業及び投資信託委託業を営むことが可能になるという理解でよいか。</p>	<p>等…を置くものに限る。) …でない者」と規定されているため（金商法第29条の4第1項第5号イ）、当該登録拒否要件に該当しないための役員は当然に確保する必要があります。</p>
<p>8</p>	<p>投資運用業及び投資助言・代理業の登録を行い、両業務を兼営している金融商品取引業者が投資運用関係業務のうち、法令等を遵守させるための指導に関する業務、すなわちコンプライアンスのための業務を、登録を受けた投資運用関係業務受託業者に委託した場合であって、委託元の監督者が投資運用業だけでなく投資助言・代理業に係る委託業務の監督も適切に行う能力を有する場合には、委託元にコンプライアンス責任者を設置しなくとも、投資運用業及び投資助言・代理業を営むことが可能、すなわち人的構成要件の一部が緩和されるという理解でよいか。</p> <p>なお、今般の改正後の金商法においても、投資助言・代理業のみを行う金融商品取引業者が、コンプライアンスのための業務を、登録を受けた投資運用関係業務受託業者に委託することが可能と明記されていないことは認識している。しかしながら、投資運用業及び投資助言・代理業を兼営している金融商品取引業者が、コンプライアンスのための業務を、登録を受けた投資運用関係業務受託業者に委託する場合であっても、投資助言・代理業に関しては、その業務に特化したコンプライアンス責任者を設置しなければならないとすると、当該金融商品取引業者にとって今回の改正で創設した投資運用関係業務受託業者の任意登録はほとんど意味がないと考えるが如何。</p>	<p>投資運用関係業務受託業は、金商法第2条第43項に規定する「投資運用業等」に関する制度であるため、今回の改正により、投資助言・代理業やみなし第二種金融商品取引業において求められる人的構成要件に係る審査の運用が変更されるものではありません。</p> <p>なお、投資助言・代理業におけるコンプライアンス業務の外部委託の可否については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当局や当該業者への連絡体制などが構築できる場合等には、コンプライアンス業務を外部委託することが認められる場合もあるものと考えられます。</p> <p>また、みなし第二種金融商品取引業におけるコンプライアンスの外部委託については、適格投資家向け投資運用業者において示した基準に準じた者と認められる場合には、これを妨げるものではありません。</p>
<p>9</p>	<p>金商法第29条の4第1項第1号の2では、登録申請者が法人である場合、登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保する必要があるが、例外として、投資</p>	

	<p>運用関係業務受託業者に投資運用関係業務を委託する場合に、当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保していれば足りる、とされている。例えば、登録申請者が投資運用関係業務受託業者に「法令等を遵守させるための指導に関する業務」を委託する場合であって、他の金融商品取引業（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業）も登録する場合には、他の金融商品取引業を担当するコンプライアンス部門の担当者は「投資運用関係業務受託業者の業務の監督を適切に行う能力」を有しているだけでは足りず、「その執行について必要となる十分な知識及び経験」を有している必要があると理解している。すなわち、登録申請者が投資運用業と投資助言・代理業を登録しようとした場合、少なくとも1名、十分な知識及び経験を有するコンプライアンス・オフィサーを採用しなければならない、という結論になるのか。</p>	
10	<p>みなし第二種金融商品取引業を取扱う適格投資家向け投資運用業者の場合、みなし第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務についても、投資運用関係受託業者（コンプライアンスのための業務につき投資運用関係業務受託業者の登録を取得済み）に外部委託しこれを監督する態勢があれば、当該投資運用関係受託業者が金商業者等監督指針VI-2-7-1(2)②や③の要件を充足しているか否かは確認不要か。</p>	
11	<p>知識・経験を有するコンプライアンス・オフィサーを置かない適格投資家向け投資運用業者がコンプライアンス業務を外部委託する場合、(ア) 金商業者等監督指針VI-2-7-1(2)で規定されている先（「国内外のグループ法人」及び「弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者」）、(イ) 投資運用関係業務受託業者（コンプライアンスのための業務につき投資運用関係業務受託業者の登録を取得済み）、のいずれに対しても委託可能であるとの理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	<p>金商業等府令附則第33条に関し、投資運用関係業務を委託することができるのは、移</p>	<p>移行期間特例業務における投資運用関係業務については、移行期間特例業務のうち金</p>

	<p>行期間特例業務のうち、金商法附則第3条の3第5項第1号に該当する行為であって、同項第2号に該当する業務については、投資運用関係業務を委託することができないという理解でよいか。</p> <p>また、同項第1号及び同項第2号に該当する行為の両方を行う事業者は、同項第1号については、投資運用関係業務を委託することができるものの、同項第2号に該当する業務については投資運用関係業務を委託することができないため、結論としては、当該事業者の中で投資運用関係業務を実際に行う人材を確保する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>商法附則第3条の3第5項第1号に掲げる行為に関して行うものをいい、同項第2号に掲げる行為に関しては投資運用関係業務に該当しません（同法附則第3条の3第4項による同法第2条第43項の読替え）。</p> <p>同法附則第3条の3第5項第1号に掲げる行為に関する投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合は、当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の確保等で足りることになります（同条第3項第2号トただし書）。他方、同条第5項第2号に掲げる行為については、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保が必要となります（同条第3項第2号ト本文）。</p>
13	<p>計理業務における投資運用関係業務受託業者の任意の登録制度（金商法第29条の4第1項第1号の2、第66条の71等）は、計理業務の委託・監督がなされることを前提として制度を設計されていると認識しているが、昨今の投資信託における受託会社による一者計算の導入・推進との整合性はどのように考えているか。</p>	<p>投資運用業者がいわゆる一者計算による基準価額の算出を受託会社に委託する場合は、当該委託は、投資運用関係業務（金商法第2条第43項第1号）の委託に該当すると考えられます。この場合、当該受託会社が投資運用関係業務受託業者であるときは、当該投資運用業者は、人的構成要件の緩和を受けることができます。</p>
14	<p>投信基準価額算定を信託受託者のみが行ういわゆるNAV一元化した場合、投信委託会社としては本来自らが行うべき投信計理業務を信託受託者に委託していることになると考えてよいか。</p>	
<p>▼ 業務に関する帳簿書類（金商業等府令第157条）</p>		
15	<p>金商業等府令第157条（業務に関する帳簿書類）第1項第17号へ(2)では、投資運用業者が投資運用関係業務を委託する場合において、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録に関する帳簿書類を作成する案であるが、「当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録」とはどのような内容の記載を想定しているのか。</p>	<p>金商業等府令第157条第1項第17号へ(2)に規定する「投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録」としては、例えば、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務の遂行に関して、当該投資運用関係業務受託業者に提供した情報や当該投資運用関係業務受託業者から受領した成果物等が想定されます。</p>
<p>▼ 投資運用関係業務受託業に係る登録申請の審査（金商法第66条の74等）</p>		
16	<p>投資運用関係業務受託業者監督指針において、特段資格要件などは定められていない。これは、弁護士資格を有しないものが金</p>	<p>投資運用関係業務受託業者の登録に係る規定は弁護士法第72条ただし書の「別段の定め」に該当しません。</p>

	<p>商法第2条第43項第2号に定める業務を行ったとしても、弁護士法第72条ただし書の定めにより弁護士法違反にはならないためと理解している。上記理解に相違ないか、確認したい。</p> <p>また、投資運用関係業務受託業者としての登録を受けるかどうかにかかわらず、金商法第2条第43項第2号に掲げる業務を弁護士以外の者が行える点について、念のため、パブリックコメントにおいて明らかにしていただきたい。</p>	
17	<p>(1) 投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-2(2)①において、投資運用関係業務受託業者の資本金要件は預託を受けない投資運用業者（金商法施行令第15条の7第1項第4号）と同程度の水準とされているが、投資運用関係業務受託業者の資本金要件は法令で求められているものではないので、仮に1,000万円を多少下回っている場合でも、それをもって登録拒否には該当しないという理解でよいか。</p> <p>また、同②についても同様に、投資運用関係業務受託業者の純財産額要件についても、1,000万円を多少下回っていても登録拒否に該当しないという理解でよいか。</p> <p>(2) 仮に資本金が5,000万円、純財産額が1,000万円でも、投資運用業者のような報告事項に該当せず、かつ登録拒否にも該当しないという理解でよいか。</p>	<p>(1) 投資運用関係業務受託業者の登録拒否要件のうち「財産的基礎を有しない者」（金商法第66条の74第5号）であるか否かの審査にあたっては、例えば、①登録申請者が法人の場合は、一定の資本金（投資運用業（その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、金商法施行令第15条の4の2に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合に限る。）に係る資本金要件（同令第15条の7第1項第4号参照）と同程度の水準）を有しているか、及び、②登録申請者の純財産額が上記①で求められる水準と同程度であるかについて、確認することになります（投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-2(2)）。</p> <p>(2) 投資運用関係業務受託業者については、純財産額が資本金の額に満たなくなったことを届出事項とするものではありません。投資運用関係業務受託業者の登録拒否要件に該当するかどうかは、上記(1)の観点等から個別事案ごとに判断されることとなります。</p>
18	<p>投資運用関係業務受託業者の登録を受けるための人的体制の要件として求められる経験は、たとえば信託銀行等において投信の受託業務や法令等遵守に関する知識・経験があることで充足されると考えてよいか。</p>	<p>ご質問の「信託銀行等において投信の受託業務や法令等遵守に関する知識・経験」の内容は必ずしも明らかではありませんが、投資運用関係業務受託業者に求められる人的構成の審査にあたっては、「投資運用関係業務受託業を行う担当者として、受託する投資運用関係業務に必要とされる知識及び経験を有する担当者が確保されていること」等を確認することになります（投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-2(1)）。</p>

		この点、例えば、信託銀行等における投資信託財産の計算等の受託業務に関する知識及び経験は、「投資信託財産の計算及びその審査」（投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-3-1-1(2)イ a) を受託する場合の投資運用関係業務受託業の人的構成の審査において、考慮され得ると考えられます。
	▼ 投資運用関係業務受託業者の業務管理体制の整備（金商法第 66 条の 78、金商業等府令第 358 条）	
19	<p>投資運用関係業務受託業者側で、ある担当者が、複数の投資運用業者からの業務を請け負うことがあるはずだが、情報管理の観点からどのような対応を行えばよいか。</p> <p>ある担当者が、投資運用業者 A と投資運用業者 B の業務を請け負っており、日々の対応の中で A と B の利益が相反するような事象に出くわす、ということは可能性として十分あり得ることであり、これを事前に隔離することは難しく、どうしても利益相反を目的にしたりしてしまわず、これを目的にしたりした以上、当該担当者はどちらかの業務に限定して業務を行うようにするとしても、その業務遂行が完全に問題のないものであると断言することは難しいのではないか。</p>	<p>投資運用関係業務受託業者における担当者が複数の投資運用業者の投資運用関係業務を担当する場合も考えられますが、そのような場合をもって直ちに情報管理や利益相反管理の観点から問題があるというわけではありません。このような場合、例えば、情報管理に係る措置として目的外利用の禁止を含めた情報等の取扱いに関する具体的な基準の策定（投資運用関係業務受託業者監督指針Ⅲ-2-1(5)）や、利益相反管理の措置として利益相反行為を適切な方法により特定・類型化すること（同(3)）等により、投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための業務管理体制を整備していくことが求められます。</p>
20	<p>投資運用関係業務受託業者の制度は、資産運用立国を推進する重要な政策と認識している。一方で、人的構成の要件緩和を受けない投資運用業者は、投資運用関係業務受託業者が本制度の登録を行った後も、当該業者に対して、継続して（要件緩和を受けない）従前からの範囲の業務を委託することが可能であると理解している。</p> <p>投資運用関係業務受託業者が、要件緩和を受けるとする投資運用業者からの受託業務と、要件緩和を受けない投資運用業者からの受託業務を行う場合において、情報の分別管理等を徹底した上で同一組織または同一部署内で実行することは可能か。</p>	<p>ご理解のとおり、可能です。なお、投資運用関係業務受託業者には情報管理を含めた業務管理体制の整備等が求められることにご留意ください。</p>
	Ⅱ 預託を受けない投資運用業に関する規定の整備	
21	<p>金商法第 29 条の 2 第 1 項第 5 号の 2 に関して、以下の 2 点ご教示いただきたい。</p> <p>(1) 国内投資信託・外国投資信託の委託業者については、「顧客から」預託を受けてはいないので、同号の適用はない（登録簿上に記載</p>	<p>(1)につままして、ご質問の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業の登録申請者が「投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を</p>

	<p>は不要)との理解でよいか。</p> <p>(2) 同号の「自己と密接な関係を有する者として政令で定める者」には、金商法施行令第15条の4の2第4号を受けた府令がないことから、本邦に拠点を持たない外国法人(=親子法人等の定義から除外される者)は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない」ときは、金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項の記載が必要となります。</p> <p>(2)につきましては、ご理解のとおりです。</p>
22	<p>(1) 金商法施行令第15条の7第1項第4号の「その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、第十五条の四の二に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合」という場合について、どのようなケースを想定されているのかご教示いただきたい。</p> <p>(2) 委託会社が設定する投資信託の販売会社に委託会社の親法人等がいる場合で、その親法人等に該当する販売会社が当該委託会社の設定する投資信託の販売を顧客に行い、そこで金銭の預託が行われる場合は、本号で規定する「投資運用業に関して、顧客から金銭の預託を受ける」場合には当たらないということを確認したい。</p>	<p>(1) 金商法施行令第15条の7第1項第4号の「その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受け」ない場合とは、投資運用業に関して、顧客から預託を受けず、今後も預託を受ける意思がない場合を想定しております。また、同号の「第十五条の四の二に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合」とは、投資運用業に関して、自己の役員又は使用人、親法人等又は子法人等、特定個人株主(金商法施行令第15条の4の2)に預託させず、今後も預託させる意思がない場合を想定しております。</p> <p>(2) ご質問の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、仮に親法人等が金融商品取引業者(有価証券等管理業務を行う者に限る。)や銀行等の場合には、当該親法人等は「第十五条の四の二に規定する者」に該当しないこととなります(金商業等府令第6条の2)。</p>
23	<p>今回の改正前の金商法の下で投資運用業(投資一任契約に係る業務)を登録している場合で、今回新設された金商法第29条の2第1項第5号の2の内容に登録申請書を変更する場合には、同法第31条第1項に基づき、当該変更日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出るという手続になるという理解で良いか。</p> <p>(現状、顧客から金銭を受けず、また有価証券の預託も受けていないケースにおいては、今回新設された金商法第29条の2第1項第5号の2の内容に登録申請書を変更し、金商法施行令第15条の7第1項第4号かっこ書の最低資本金の適用を受けることができるように変更するケースが考えられるため。)</p>	<p>金商法第29条の2第1項第5号の2に規定するときに該当する(すなわち、投資運用業に関して現に顧客から預託を受けず、今後も預託を受ける意思がない)既存の金融商品取引業者においては、金商法施行令第15条の7第1項第4号かっこ書の最低資本金の額の要件の適用を受けるにあたり、施行日から6か月以内に金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項に係る変更登録の申請を行う必要があります(改正法附則第7条)。</p>
24	<p>改正法附則第7条では、施行の際現に金商法第29条の2第1項第5号の2に規定する</p>	<p>その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けず、かつ、今後も</p>

	<p>ときに該当する金融商品取引業者は、施行日から6月以内に届け出なければならないとされている。多くの投資一任業者は、自社が金銭・証券の預託を受けない旨は業務方法書に規定しているものの、同号にいう「自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託」させるか否かは規定していない。この状況において、最低純財産額規制1,000万円への引き下げが特段必要のない業者（純財産額として今後とも5,000万円以上を維持する意思のある業者）であれば、業務方法書の変更を行わないこと（即ち、実態としては「自己と密接な関係を有する者として政令で定める者が、自社の顧客の金銭又は有価証券の預託を受けてはいない」状況であったとしても、「自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない」と定めている訳ではない状態）により、金商法第29条の2第1項第5号の2には該当しないと整理し、上述の届出は必要ないと考えてよいか。</p>	<p>預託を受ける意思がない場合等には、金商法第29条の2第1項第5号の2に規定するときに該当すると考えられます。</p> <p>そのため、今後、その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受ける可能性がある場合には、金商法第29条の2第1項第5号の2に規定するときに該当せず、したがって、同号に掲げる事項に係る変更登録の申請は必要ありません。</p>
<p>Ⅲ 運用権限の全部委託に関する規定の整備</p>		
<p>25</p>	<p>金商業等府令第131条第2項に関連して、運用の対象及び方針の決定については、投資運用業者は委託することができないと考えるが、運用の執行については委託することは可能であるとの理解でよいか。運用の対象につき、アセットの種類の種類で限定されている場合であっても当該種類の範囲内での委託は可能であるか。</p>	<p>前段のご質問についてはご理解のとおりです。後段のご質問については、運用の対象及び方針として示すべき内容は、個々の商品や契約によっても異なると考えられることから、一概にお答えすることは困難です。</p>
<p>26</p>	<p>金商法第42条の3第2項において、「金融商品取引業者等は、前項の規定により委託をする場合においては、当該委託を受ける者に対し、運用の対象及び方針を示し、かつ、内閣府令で定めるところにより、運用状況の管理その他の当該委託に係る業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。」と規定している。</p> <p>運用の方針とは、運用の基本的な考え方を指し、具体的には、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インデックス運用やアクティブ運用などの運用手法、 2. トップダウンアプローチやボトムアップ 	<p>金商法第42条の3第2項では、委託元から委託先に運用の対象及び方針を示すことを義務づけているところ、これは「運用の対象及び方針」を定める権限は投資運用業の中核的な業務として、委託してはならないことを明確化したものです。</p> <p>「運用の対象及び方針」として示すべき内容は、個々の契約や商品によっても異なると考えられ、一概にお示しすることは困難ですが、例えば、運用に当たりどのような考え方に基きどのようなアセットクラスに投資するか、短期的な売買による投資か長期的な保有による投資か、どれくらいリスクを取っ</p>

	<p>プアプローチなどの運用スタイル、 3. ベンチマークやリスク・リターンなどの投資目標 などを指すという理解で良いか。</p>	<p>て運用するかといった内容が構成要素になり得るものと考えられます。また、ご質問の1～3については運用の方針の構成要素になり得るものと考えられます。</p>
27	<p>運用委託の定義について、いわゆるファンド（外国籍私募投信等）購入による運用は運用委託にあたらぬと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば、金融商品取引業者が投資運用業として自らの投資判断に基づきファンドへの投資を行う場合、当該ファンドへ投資を行う行為は、一般的には金融商品取引業者から当該ファンドの運用者に対する運用権限の委託には該当しないものと考えられます。</p>
28	<p>今回の法令改正により運用会社の運用業務の「全部」委託が可能となったが、そのような運用委託先の管理だけを行う丸投げ会社はもはや運用会社と呼ぶに値せず、また自らの運用体制を有しない貧弱な体制しかない会社では、委託先管理業務を行う者の退職等により業務継続に懸念があり投資者保護に懸念がある。いわゆる後継者リスク・事業継続リスクに備えた体制について監督上求めるべきではないか。</p>	<p>金融商品取引業者が運用を行う権限を委託する場合、委託先に運用の対象及び方針を示すとともに、委託業務の適正な実施を確保するための措置を講じる必要があります（金商法第42条の3第2項）。これは、運用を行う権限の全部を委託する場合においても同様であり、全部委託を行う金融商品取引業者においてもこれらの義務を履行するための体制整備が必要になるものと考えられます。</p> <p>ご質問の委託先管理業務を行う者の退職等による業務継続のリスク等については、必要に応じ、日常の監督事務等を通じて確認してまいります。</p>
<p>IV 非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備</p>		
29	<p>非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務のうち金商法第29条の4の4第8項第2号に掲げる行為を行う場合、有価証券等管理業の登録は必要か。</p>	<p>金商法第29条の4の4第8項第2号に掲げる行為に係る業務は有価証券等管理業務（金商法第28条第5項）であるため、ご理解のとおり、金融商品取引業の登録申請書又は変更登録申請書において、業務の種別として有価証券等管理業務を記載する必要がございます。</p>
30	<p>第二種金融商品取引業を行う上で、顧客から金銭や有価証券の預託を受けないこととしている場合にはオペレーションの担当者を置く必要はないし、第二種金融商品取引業の登録実務においても必ずしもオペレーションの担当者を置くことを求められていない。非上場有価証券特例仲介等業務においても、顧客から金銭の預託を受けないのであればオペレーションの担当者を置く必要はない場合が多いと考える。非上場有価証券特例仲介等業務の登録実務においても、業務実態</p>	<p>顧客から金銭の預託を受けないのであれば、金銭の預託を受ける業務に関する担当者を配置する必要はないと考えられます。</p>

	を勘案の上、必ずしもオペレーションの担当者を置くことが求められないと考えて良いか。	
31	非上場有価証券特例仲介等業者が有価証券（金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、政令で定めるものを除く。）の勧誘資料を自らのWebsite上に掲載する場合、当該勧誘資料を掲載するページは特定投資家向け専用のページとし、自らの投資家属性をWebsite上で特定投資家と申告した者に当該専用ページの閲覧を可能とし、一般投資家と申告した投資家には当該専用ページへ誘導しない措置は、「一般投資家を相手として媒介または金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うことを防止するための措置」の具体例の一つと考えて良いか。実際に、対面、オンラインまたは電子メールの方法により勧誘する際には、相手先が特定投資家であることを確認するのが前提である。	非上場有価証券特例仲介等業者は非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないよう、取引の当事者の属性の事前確認等の措置をとる必要がある（金商業等府令第70条の2第10項、金商業者等監督指針IV-3-6(1)）、その措置をとっているか否かは個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
32	投資運用業と第一種金融商品取引業の両方を営む外資系運用会社では、顧客ニーズに迅速に効率的に対応するため、投資一任契約の締結の勧誘と第一種金融商品取引業を一人の担当者に兼務させたいというニーズがある。外資系運用会社においては投資運用業と第一種（または第二種）金融商品取引業の間で顧客の利益が不当に害されるおそれがある具体的な場面はなかなか想像しにくいところではあるが、適切な利益相反管理を行ってれば、投資運用業の営業担当者と第一種金融商品取引業の営業担当者を兼務することも可能であると理解してよいか。以前、外資系運用会社が第一種金融商品取引業の登録を申請した際、投資運用業と第一種金融商品取引業の営業部門の分離を求められた事例があるため、ここで確認したい。	第一種金融商品取引業に係る担当者が投資運用業に係る担当者を兼務することが一律禁止されているわけではなく、弊害防止措置に関する規定（金商法第44条）等を踏まつつ、その業務内容等に応じて、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
33	対内直投免除基準告知第3条第3項第3号について、本規定は、包括免除を利用する外国金融機関が遵守すべき3基準（対内直投免除基準告示第2条第1号～第3号）のうち、3つ目の基準に関する例外規定と理解している。この例外規定において、第一種金融商品取引業から非上場有価証券特例仲介等業務を除外することは、外国金融機関に包括	非上場有価証券特例仲介等業務には自己勘定での有価証券の売買に係る業務が含まれていないため、当該業務を行うことを前提として第一種金融商品取引業を行う者を定めた各規定から、非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う者を除くための改正を行うものであり、各規定の実質的な内容について改正を行うものではありません。

	<p>免除を認めた趣旨にそぐわないとも考えられる。国内の非上場有価証券特例仲介等業者を第一種金融商品取引業者から除外した理由を教えてください。</p>
34	<p>対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項第1号について、対内直接投資等に関する政令第3条の2第2項第3号イは発行会社又はその子会社等が対内直投コア業種に属する事業を営んでいる場合の例外で、外国金融機関が利用できる包括免除に対応するものと理解している。なぜ、外国の法令の規定による非上場有価証券特例仲介等業者を、包括免除を利用できる外国金融機関から除外するのか。包括免除が導入された趣旨にそぐわないのではないか。外資系金融グループには数多くの金融機関が所属しており、日本のためだけに行う管理が必要以上に煩雑になる可能性がある。そもそも、外国における非上場有価証券特例仲介等業務に相当する業務とはどういうものか。業務範囲がはっきりしない中で、外国金融グループにおいて外国で非上場有価証券特例仲介等業務のみを行っている者を特定し、除くのは、実務的にも相当に困難なのではないか。</p>
35	<p>国民年金基金令第30条第1項第4号について、改正案では、投信受益権、貸付信託の受益証券等の売買、預貯金等（同号イ～ニ）に関する契約の相手方として第一種金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者が除かれている。その趣旨は何か。イ又はロに該当する契約を直接締結することがないからなのか。改正案の元でも非上場有価証券特例仲介等業者は、適格機関投資家の届出をした基金及び特定投資家の申し出をした基金を相手とした媒介及び金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行うことは可能なのか。非上場有価証券特例仲介等業者が取引できないのであればこの登録類型を設けた趣旨に反するのではないか。</p>
36	<p>確定給付企業年金法施行令第43条第1項第1号及び第2号について、基金は金融機関又は金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買等の方</p>

	<p>法により積立金を運用することができるが、改正案では非上場有価証券特例仲介等業者が第一種金融商品取引業者から除かれている。その趣旨は何か。改正案の元でも非上場有価証券特例仲介等業者は、適格機関投資家の届出をした基金及び特定投資家の申し出をした基金を相手とした媒介及び金商法第2条第8項第9号に掲げる行為（以下、あわせて「媒介等」）を行うことは可能なのか。非上場有価証券特例仲介等業者が媒介等をできないのであればこの登録類型を設けた趣旨に反するのではないか。</p>	
37	<p>金商法第29条の4の4第8項第1号について、「有価証券（金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、政令で定めるものを除く。）に係る次に掲げる行為」という本条文中の規定に関わり、金商法第2条第1項第10号の「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券」ならびに同項第11号の「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券」についても本条文中で規定する「有価証券」に含まれると思いますが、投資信託又は外国投資信託の受益証券ならびに投資法人債券又は外国投資証券に係る金融商品取引所に上場されていないものというのは、国内の金融商品取引所に上場しているETFとREIT以外は、公募のものであっても、「金融商品取引所に上場されていないもの」に該当すると理解して良いでしょうか。</p>	<p>「金融商品取引所」は金商法第80条第1項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社と定義されているところ（金商法第2条第16項）、このように定義される「金融商品取引所」に上場されていない有価証券については、公募されていたとしても「金融商品取引所に上場されていないもの」（金商法第29条の4の4第8項第1号）であると考えられます。</p>
38	<p>金商法第29条の4の4第8項第1号イについて、「売付けの媒介又は第2条第8項第9号に掲げる行為……」と規定されているところから、非上場有価証券の募集、売出しの取扱い又は私募の取扱いも行うことができることになるとと思いますが、この場合の当該非上場の有価証券の募集等に係る手数料は、投資者からのほか、当該非上場有価証券の発行体からも得ることができるかと理解して良いでしょうか。</p> <p>また、本条文中で規定する「募集」には、「引き受け」も含まれるでしょうか。</p>	<p>金商法第29条の4の4第8項第1号イは事業者の報酬に関して規定するものではございません。</p> <p>また、金商法第29条の4の4第8項第1号には有価証券の引受け（金商法第2条第8項第6号）は含まれておりません。</p>

V その他		
39	<p>金商法施行令第 43 条の 2 の 4 に関して、関東財務局長に新規登録等の権限を委任するのは良いのですが、関東財務局は業務負荷に対して人員が足りていないのではないかと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 今後の登録状況等も踏まえ、必要な体制整備も含め適切な運用に努めてまいります。</p>
40	<p>今般の金商法等改正に係る政令・内閣府令等の改正の目的は、投資運用関係業務受託業の導入等による投資運用業等の参入促進にあると理解している。金融庁は、こうした制度の改善と同時に監督行政もまた改善を進めてほしい。</p>	
41	<p>既存の登録業者について、英語による監督や事業報告書など当局宛の書類を英語で提出することを可能にするよう、対象業者の範囲を拡大することを強く求める。</p> <p>例えば、以下の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の登録業者が英語で事業報告書を提出できるようにする。 ・ パイロット・プログラム（少数の既存登録業者が英語監督の対象となるかを選択）を実施し、業界のニーズをよく把握する。 	<p>金融商品取引業者等に対する監督等における英語対応は、新たな参入を促進するという観点から行われるものであり、新規に登録等を行う海外の金融事業者等を対象としています。</p> <p>なお、ご指摘の点については、既存の金融商品取引業者のニーズ等も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>
42	<p>登録済みの投資運用業者が投資運用関係業務の一部を外部に委託している場合は、施行日から 6 ヶ月以内に変更届出書を提出することが義務付けられている点について、該当する投資運用業者は英語により変更届出書を提出することは可能か。</p>	<p>金融庁告示（金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件）に基づき、登録申請書等の書類を英語で記載し、登録を受けた投資運用業者については、ご指摘の変更届出書を含め、登録後の届出書類等を英語で記載することが可能です。</p>